

豊川市下水道マンホール蓋広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市上下水道事業広告掲載要綱（令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、豊川市が管理する下水道マンホール蓋への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広告の範囲は、要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告掲載の場所)

第3条 広告の掲載場所は、道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路の歩道上に設置されている下水道のマンホールの蓋であって豊川市が指定するものの上面部分とする。

(広告の色彩等)

第4条 広告の色彩、意匠等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 直径50センチメートルの円形
- (2) 仕様 スズテック株式会社製のデザインプレート
(ステンレス製のプレートに、広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に特殊エンボス仕上げを施したもの。以下「広告物」という。)
- (3) 色 フルカラー

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、市長が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告掲載の募集は、広報とよかわ、豊川市ホームページ等により募集期間を定めて行うものとする。

2 募集期間内に募集枠を満たさない場合又は広告掲載枠に空きがでた場合は、随時受け付けるものとする。

(広告掲載対象事業者の要件)

第8条 広告掲載の対象とする事業者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は第2項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、第7条第2項の規定により随時受け付ける場合を除き、市長の定める募集期間内に豊川市下水道マンホール蓋広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 広告原稿案(内容、デザインがわかるもの)
- (2) 会社案内等(パンフレットなど会社の概要がわかるもの)
- (3) 市税等納付状況調査同意書(様式第2号)又は市税等に滞納がないことを証明する書類

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、要綱第6条に定める豊川市上下水道事業審査委員会(以下、「審査会」という。)の意見を聴き、豊川市上下水道事業広告掲載基準(令和5年4月1日実施)に基づいて審査して当該広告の掲載の可否を決定するものとする。ただし、審査会を開催することが出来ない場合等、市長が特に認める場合には、審査会の意見を聴衆することなく掲載の可否を決定することができる。

2 前項の可否の決定を行う場合等、市長は地元商店街組合その他関係者等の意見を聴くことができる。

3 第1項の場合において、同一の場所にある下水道マンホール蓋に複数の申し込みがあるとき又は募集箇所数を超えて申し込みがあるときであって、掲載を可とすべき者が複数のときは、次に掲げる順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

- (2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体

- (3) 第3順位

第2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街・専門店街等の連合体
4 前項の規定により同順位の申込者の数が、広告掲載の募集箇所数を超えるときは、先着順により決定する。

5 市長は、第7条第2項の規定により広告の募集を随時受け付けるときは、先着順により決定する。

6 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容、条件等について申込者に対し、豊川市下水道マンホール蓋広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知する。

（広告掲載料）

第11条 広告の掲載料は、下水道マンホール蓋1か所につき月額4,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、広告掲載の月数に乗じて算出する。

2 前条第5項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（費用負担等）

第12条 広告物の作成費用は、広告主が負担する。

2 この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な手続に係る費用については、広告主が負担する。

3 掲載された広告が破損したとき、又は経年劣化に係る修復が必要となったときは、その修復に要する費用は広告主の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合を除き、その原因が市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担とする。

（広告物の作成等）

第13条 広告主は、市長が指定する方法で広告物を作成しなければならない。

（広告掲載内容の変更）

第14条 広告主は、広告の掲載内容を変更しようとする場合は、豊川市下水道マンホール蓋広告申込内容変更届（様式第4号）により、変更を希望する日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

2 市長は、広告の掲載内容が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の掲載内容等の変更を求めるものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる

ものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、豊川市下水道マンホール蓋広告掲載取下届（様式第5号）により、広告の掲載の取り下げを希望する日の30日前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載の決定の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告の掲載料が納付されないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告物の提出がないとき。
- (3) 広告主から前条の規定による取下げの届出があったとき。
- (4) この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な手続きにおいて、許可を得ることができなかつたとき。
- (5) 前4号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市下水道マンホール蓋広告掲載取消通知書（様式第6号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償）

第17条 広告主の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、市長は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 広告掲載に起因して広告主に発生した損害については、市は一切の責任を負わない。

（広告掲載料の還付）

第18条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書により還付する広告掲載料は、広告掲載料を月割り計算し、広告を掲載できなかつた月数分を還付するものとする。この場合において、還付する広告掲載料には利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市下水道マンホール蓋広告掲載料還付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第19条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な手続きは、広告主の責任において行うものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年1月15日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の豊川市下水道マンホール蓋広告取扱要領（以下「改正前要領」という。）の規定に基づき作成されている申込書その他の様式は、改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

3 この要領の施行の際現に改正前要領により掲載決定された下水道マンホール蓋の広告については、なお従前の例による。